別記第１２号様式（第１６条関係）

|  |
| --- |
| 　 |
| 　 | 軽微変更証明 | 　 |
| 手数料額計算書 |
| 　 | (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第１１条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明) | 　 |
| １　建築物の用途（該当する□にレを記入） | 　□　一戸建て住宅　　□一戸建て住宅以外の住宅　□　工場等のみ　　□工場等のみの場合以外の非住宅 |
| ２　計画の評価方法(該当する□にレを記入） | 住宅部分：□　仕様基準　□　仕様・計算併用法　□　標準計算法非住宅部分：□モデル建物法　□　標準入力法等 |
| ３　手数料額 |
|  | 計画の種類(該当する□にレを記入) | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 |  |
| □一戸建て住宅 | m２ | (a)円 | (A)円 |
| □一戸建て住宅以外の建築物 | 住宅部分の床面積の合計 | m２ | (b)円 | (B)円 |
| 住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積 | m２ | (c)円 | (C)円 |
| 工場等のみの場合の床面積の合計 | m２ | (d)円 | (D)円 |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m２ | (e)円 | (E)円 |
| 計 | (b)＋(e)又は(c)＋(e)円  | (B)＋(E)、(C)＋(E)又は(D)＋(E)円  |
| 合計　　　　　　　　　　　　　　　　円（注意）　１　「適合証等」とは、東京都台東区建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第１６条第４項各号に規定する図書をいう。　２　手数料の額は、東京都台東区手数料条例別表第２の４建築の部６３の項を指す。　 |